

**令和8年度豊橋市**  
①教育②スポーツ  
③文化表彰候補者の推薦

①～③の分野で活躍する、各表彰にふさわしい方を推薦します。

**募集期間** 4/10(金)まで※必着

**提出** 推薦書を①は教育政策課②はスポーツ課③は文化課※郵送の宛先は、すべて〒440-8501住所不要。推薦書は各提出先で配布

**問合せ** ①教育政策課(☎51・2819)②スポーツ課(☎51・2866)③文化課(☎51・2875)

**HP** ①55032②64240③55053

**豊橋市外国人市民会議の委員**



市政に関して、外国人市民が暮らしやすくなるための意見交換をします。

**募集期間** 4/1(水)～4/30(木)※必着

**任期** R10/3/31(金)まで

**対象** 市内在住で、日常会話程度の日本語が話せる18歳以上の外国人

**定員** 2人程度(選考)

**謝礼** 1回6,000円

**その他** 年1～2回の会議への参加が必要。募集要項は多文化共生・国際課、ホームページで配布

**申込み** 住所、氏名、年齢、性別、国籍、日本滞在年数、電話番号、勤務先または学校名、作文「委員として話し合いたいこと」(400字程度)を多文化共生・国際課(〒440-8501住所不要☎56・2110 kyoseikokusai@city.toyohashi.lg.jp)

**問合せ** 多文化共生・国際課(☎51・2007)

**HP** 90535



**使わなくなった学生服や体操服**



子どもの成長や卒業で使わなくなった学生服などを集め、必要な方に譲り渡します。

**募集期間** 6/30(火)まで

**対象** 市内の公立中学校の学生服、体操服など

**申込み** 直接、学生服などを、総合福祉センター、各地域福祉センター、子育て支援課

**問合せ** 豊橋市社会福祉協議会(☎52・6231)

**HP** 71422



**市民協働推進補助金(つつじ、くすのき、わかば)活用団体**



市民活動を資金面から応援する補助金の活用団体を募集します。

**募集期間** 4/17(金)～6/19(金)※必着

**対象** 主に市内で8月～来年3月に実施する、地域の課題を解決するための事業を企画する市民活動団体など

**補助金** [つつじ]上限10万円※一定の条件を満たす場合、追加で補助。上限10万円[くすのき]上限30万円※過去の活用回数により補助率が異なる[わかば]上限10万円※一定の条件を満たす場合、宿泊費と交通費を追加で補助。上限5万円

**申込み** 必要書類を市民協働推進課(〒440-8501住所不要 shimin kyodo@city.toyohashi.lg.jp) ※必要書類は市民協働推進課、市民活動プラザ、ホームページで配布

**問合せ** 市民協働推進課(☎51・3201)

**HP** 121762

**ひとり親家庭などへ支給する児童扶養手当額を改定します**



物価の上昇に伴い、4月分から毎月の手当額を、全部支給の方は48,050(46,690)円、一部支給の方は48,040～11,340(46,680～11,010)円に増額します。なお、( )内は令和8年3月分までの手当額で、5月に支給する3・4月分のうち、4月から変更されます。また、第2子以降の加算額も増額します。金額など詳細はホームページでご確認ください。

**問合せ** 子育て支援課(☎51・2321)

**HP** 83058

**募集**

詳細は募集要項などをご覧ください。

①登録手話通訳者  
②登録要約筆記者



聴覚障害者の病院受診や学校行事、各種手続きなどに行き、意思疎通の支援を行います。

**募集期間** 随時

**対象** ①手話通訳士試験、手話通訳者全国統一試験、あいち聴覚障害者センター登録試験のいずれかに合格した方②要約筆記者養成講座を修了した方※いずれも他市町村で登録をしていない方

**報酬** 通訳料、交通費を支給

**申込み** 登録申請書、履歴書、①は各種試験合格通知の写し②は養成講座修了証の写しを障害福祉課(〒441-8501住所不要)※登録申請書はホームページで配布

**問合せ** 障害福祉課(☎51・2346)

**HP** 54659



ゴミゼロ  
春の530運動実践活動で  
まちじゅう  
街中につつじの花を  
咲かせよう!



市内全域の清掃活動を実施します。

とき 5/23(土)～6/1(月)

その他 事前に530とよはしグリーンアップ大作戦計画書を提出した方に530運動専用のごみ袋を配布※計画書は環境政策課、ホームページほかで配布

問合せ 530運動環境協議会事務局(環境政策課内 ☎51・2399)

HP 121707



退職・就職などによる  
国民健康保険の加入・  
脱退は届出が必要です



職場の健康保険の加入・脱退から14日以内に国保年金課または各窓口センターへ届出をしてください。国民健康保険を脱退する場合は、ホームページからも届出ができます。なお、マイナ保険証を利用している方も自動では切り替わらないため届出が必要です。

対象 本人または住民票上同一世帯の方(別世帯の場合は委任状が必要)

持ち物 届出者の身分証明書、[加入]職場の健康保険を脱退したことがわかる書類[脱退]職場の健康保険に加入したことがわかる書類

問合せ 国保年金課(☎51・2293)

HP 8316



令和8年度 国民健康  
保険税の税率改定と  
所得申告のお願い



4/1(水)から国民健康保険税の税率、賦課限度額、軽減判定所得基準額を改定します。また、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始され、国民健康保険税と併せて課税されます。税率など詳細はホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。なお、令和8年度の国民健康保険税は令和7年中の所得を基に算定します。令和7年中の所得申告がお済みでない方は、至急申告してください。

問合せ 国保年金課(☎51・2295)

HP 115787



有毒植物の誤食による  
食中毒に注意しましょう



例年、春先から初夏にかけて、山菜などと誤って採取した有毒植物(スイセン、イヌサフラン、トリカブトなど)による食中毒が多く発生しており、死亡する事例も起きています。食用の山菜などと有毒植物を確実に見分けることは難しく、山菜などに混ざって有毒植物が生えていることもあるため、食用と確実に判断できない植物は「採らない」「食べない」「人にあげない」ようにしましょう。

問合せ 生活衛生課(☎39・9124)

HP 99619



ニホンスイセンの芽

その他

第70回ええじゃないか  
豊橋まつりの開催日程を  
変更します



例年、10月の第3土・日曜日に開催している豊橋まつりの日程を、今年は10/31(土)、11/1(日)に変更します。

問合せ 観光プロモーション課(☎51・2430)

HP 122373



犬の登録をして  
狂犬病予防注射を  
必ず受けましょう



犬の飼い主は、生後91日以上の子犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。動物診療施設または集合注射実施会場で必ず接種してください。

料金 1頭につき新規登録手数料3,000円、注射済票交付手数料550円、集合注射料金3,500円(注射済票交付手数料含む)※動物診療施設での注射料金は各施設による

その他 集合注射の日程など詳細は動物愛護センターホームページ参照

問合せ 動物愛護センター(☎39・9127)

